

平成 17 年 7 月 28 日基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」の新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>第 2 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策</p> <p>1 対象事業場等の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 建築物の解体工事であってその床面積が 80 平方メートル以上の建築物に係るもの、<u>建築物に係る修繕又は模様替であってその請負代金の額が 1 億円以上であるもの、建築物以外の解体工事であってその請負代金の額が 500 万円以上となるもの等</u>については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、注文者(建物所有者)が工事開始 7 日前までに都道府県知事又は地方公共団体の長(別紙 1 参照)への届出が義務付けられていること。</p> <p>イ 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業については、大気汚染防止法に基づき、施工業者が作業の開始 14 日前までに、都道府県知事又は地方公共団体の長(別紙 2 参照)への届出が義務づけられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>平成 17 年 8 月 2 日付け基安発第 0802001 号「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の揭示について」</u>をもって、関係事業者団体等に対し、①計画届又は作業届</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>第 2 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策</p> <p>1 対象事業場等の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 建築物の解体工事であってその床面積が 80 平方メートル以上の建築物に係るもの及び建築物以外の解体工事であってその請負代金の額が 500 万円以上となるものについては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、注文者(建物所有者)が工事開始 7 日前までに都道府県知事又は地方公共団体の長(別紙 1 参照)への届出が義務付けられていること。</p> <p>イ 吹付け石綿が使用されている建築物の解体作業であって耐火建築物又は準耐火建築物(延べ床面積が 500 ㎡以上、かつ、吹き付け石綿の使用面積の合計が 50 ㎡以上)に係るものについては、大気汚染防止法に基づき、施工業者が作業の開始 14 日前までに、都道府県知事又は地方公共団体の長(別紙 2 参照)への届出が義務づけられていること。</p> <p>(2) (略)</p>

の届出を要する作業、②計画届又は作業届の届出は要さないが石綿ばく露防止対策を講じる必要のある作業、③石綿を使用していない建築物等の解体等の作業のそれぞれについて、作業現場の見やすい場所への掲示を要請しているので、あらゆる機会を捉えて、その周知、徹底を図ること。

(4) 一般からの情報又は関係行政機関からの情報により、計画届又は作業届の対象であるにもかかわらず届出等がなされない石綿等使用建築物の解体工事（そのおそれも含む。以下「無届解体工事」という。）を把握した場合には、局・署間又は署・署間において情報の共有化を図ること。

2 計画届又は作業届の審査等

(略)

(1) (略)

(2) 作業届

ア 計画届の審査等

(略)

(ア) (略)

(イ) 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄

① 吹き付けられた石綿等の除去作業(労働安全衛生規則(昭和40年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第90条第5号の2に該当するものを除く。)及び石綿則第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め若しくは囲い込みの作業(囲い込みの作業にあつては、石綿等の切断等の作業を伴うものに限る。)については、作業場所を隔離すること。
(石綿則第6条)

② 石綿等が使用されている保温材等の除去作業及び石綿則第10条第1項の規定による石綿等の囲い込みの作業(石綿

2 計画届又は作業届の審査等

(略)

(1) (略)

(2) 作業届

ア 計画届の審査等

(略)

(ア) (略)

(イ) 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄

① 吹き付けられた石綿等の除去作業(労働安全衛生規則(昭和40年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第90条第5号の2に該当するものを除く。)については、作業場所を隔離すること。(石綿則第6条)

② 石綿等が使用されている保温材等の除去作業については、当該作業場所に当該作業を行う労働者以外の者の立ち入り

等の切断等の作業を伴うものを除く。)については、当該作業場所に当該作業を行う労働者以外の者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。(石綿則第7条)

③ 吹き付けられた石綿等の切断等による除去作業(安衛則第90条第5号の2に該当するものを除く。)又は石綿等が使用されている保温材等の切断等による除去作業については、当該石綿等を湿潤な状態のものとすること。(石綿則第13条)

④ 石綿等の切断等による除去作業に労働者を従事させる時は、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。(石綿則第14条)

また、これらの保護具、器具、工具、足場等については、付着した物を除去した後でなければその持ち出しをしないこと。(石綿則第32条の2、第46条)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ (略)

3 監督指導及び個別指導

(1) 1の(4)により、無届解体工事を把握した場合は、優先的に監督指導の対象とするとともに、当該工事を行った店社事業場についても、監督指導又は個別指導等(以下「監督指導等」という。)を実施すること。

(2) 2における改善指導等を行ったにもかかわらず、なお、石綿則違反のおそれがあるものについては、監督指導等を実施すること。

(3) (1)又は(2)の監督指導等を実施した結果、労働安全衛生関係法令

を禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。(石綿則第7条)

③ 吹き付けられた石綿等の切断等による除去作業(安衛則第90条第5号の2に該当するものを除く。)又は石綿等が使用されている保温材等の切断等による除去作業については、当該石綿等を湿潤な状態のものとすること。(石綿則第13条)

④ 石綿等の切断等による除去作業に労働者を従事させる時は、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。(石綿則第14条)

また、これらの保護具等については、付着した物を除去した後でなければその持ち出しをしないこと。(石綿則第46条)

(ウ) (略)

イ (略)

ウ (略)

3 監督指導及び個別指導

(1) 2における改善指導等を行ったにもかかわらず、なお、石綿則違反のおそれがあるものについては、監督指導又は個別指導(以下「監督指導等」という。)を実施すること。

(2) (1)の監督指導等を実施した結果、労働安全衛生関係法令等違反が

等違反が認められた場合には、所要の措置を講じること。

4 発注者等に対する要請等

(1) 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業については、計画届又は作業届の提出が義務づけられていることを周知徹底するために、発注機関連絡会議、労働基準行政関係事業者団体等の各種会議等において、発注者等に対して、次の措置内容を中心にその徹底が図られるよう要請を行うこと。

ア 石綿則第8条に基づき請負人に対し発注時に当該仕事に係る建築物等における石綿等の使用状況等の通知を行うこと。

イ 石綿則第9条に基づき石綿等の使用の有無の調査、解体等の作業の方法、費用又は工期等について、石綿則等の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこと。

(2) 計画届に係る実地調査、監督指導及び個別指導等の結果、当該措置の履行状況について問題が認められた場合には、発注者等に対して必要な要請等を行い、その改善を求めること。

(3) 建設リサイクル法に基づき、都道府県知事の登録を受けなければならない解体工事事業者（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者を除く。）の把握に努め、当該事業者に対して、必要に応じ関係行政機関と連携の上、石綿則に定める措置及び上記1の(3)の措置等について周知を図ること。

また、当該事業者のうち、これまでアスベストが使用されている建築物等の解体等の作業に係る工事を届け出たことのない事業場を把握しておくこと。

認められた場合には、所要の措置を講じること。

4 発注者等に対する要請等

(1) 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業については、計画届け又は作業届の提出が義務づけられていることを周知徹底するために、発注機関連絡会議、労働基準行政関係事業者団体等の各種会議等において、発注者等に対して、次の措置内容を中心にその徹底が図られるよう要請を行うこと。

また、建設リサイクル法に基づき、都道府県知事の登録を受けなければならない解体工事事業者（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者を除く。）の把握に努め、当該事業者に対しても、同様の要請を行うこと。

ア 石綿則第8条に基づき請負人に対し発注時に当該仕事に係る建築物等における石綿等の使用状況等の通知を行うこと。

イ 石綿則第9条に基づき石綿等の使用の有無の調査、解体等の作業の方法、費用又は工期等について、石綿則等の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこと。

(2) 計画届に係る実地調査、監督指導及び個別指導等の結果、当該措置の履行状況について問題が認められた場合には、発注者等に対して必要な要請等を行い、その改善を求めること。

第3 建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 関係行政機関との連携による石綿等が吹き付けられた建築物の把握等

(1) 都道府県等により、民間建築物等の吹付けアスベストの使用実態調査が行われる場合があることから、都道府県等に対し当該調査結果の提供について依頼し、当該結果の入手に努めること。

(2) (1)の結果、吹き付けられた石綿等の損傷等により労働者が石綿粉じんにはばく露するおそれのある事業場を一定数まとまって把握した場合には、集団指導等を行い、上記第2の4の(1)に掲げる事項を含め石綿則に定める措置等について周知を図ること。その際、可能な限り地方公共団体と連携して集団指導を行うなど、効率的・効果的な実施に努めること。その上で、特に必要が認められる場合には、監督指導等を行うこと。

2 石綿等の除去等の措置の確保

(1) 監督指導又は個別指導等において、労働者の就業する建築物の壁、柱、天井等に吹付け材が使用され、当該吹付け材が損傷し、又は劣化するおそれがあると考えられる場合には、当該吹付け材が石綿を含有しているか否かについて、事業者を確認すること。この場合、事業者が石綿を含有しているか否かを了知していないときには、事業者に対してその確認を行うよう指導すること。

なお、耐火・準耐火建築物である鉄骨造の工場建屋、倉庫、大型店舗の駐車場、ボイラー室等には石綿等が吹き付けられている割合が高いこと及びエレベーター昇降路内にも石綿等が吹き付けられている場合があることに留意すること。

(2) 吹付け材が石綿を含有し、労働者にばく露のおそれがある場合には、事業者に対して当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を行うよう指導すること。

第3 建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策

1 石綿等の除去等の措置の確保

(1) 耐火・準耐火建築物である鉄骨造の工場建屋、倉庫、大型店舗等の駐車場等の建築物には石綿等が吹き付けられている割合が高いことに留意し、これらの建築物を有する事業場への監督指導等の際に、建屋の吹付け材に損傷等が見られる場合には、当該吹付け材が石綿を含有しているか否かについて、事業者を確認すること。

この場合、事業者が石綿を含有しているか否かを了知していないときには、事業者に対してその確認を行うよう指導すること。

(2) 損傷等がある吹付け材が石綿を含有している場合には、事業者に対して当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を行うよう指導すること。

この場合、損傷等のある吹き付け材が2以上の事業者が借り受けて使用している建築物の共用部分にあるときには、建築物貸与者に対して同様の措置を講ずるよう指導すること。

- (3) 監督指導等を実施した結果、労働安全衛生関係法令等違反が認められた場合には、所要の措置を講ずること。

3 関係者への周知

石綿ばく露防止対策を推進するに当たっては、建築物の所有者に限らず、建築物の所有者への周知の実施も重要であることから、社団法人日本ビルディング協会連合会等関係事業者団体をとらえた周知を図ること。

また、ボイラー室、エレベーター昇降路内での作業を有するメンテナンス業者等の団体に対しても、呼吸用保護具の使用等について周知を図ること。

第4 石綿等の製造等の全面禁止の措置の徹底等

1 全面禁止の措置の徹底について

平成19年3月16日付け基安発第0316003号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」を踏まえ、商社等も含め、必要に応じリーフレット等を活用しつつ、全面禁止の措置の周知徹底を図ること。

2 適用除外製品等の代替化の促進について

全面禁止に係る適用除外製品等については、今後も見直しを行い、猶予措置の撤廃を図っていくこととしており、関係団体に対しては、平成19年9月26日付け基発第0926007号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の周知について」をもって、適用除外製品等を使用している傘下事業者に対し、次の事項について引き続き指導をするよう要請しているので、管内の適用除外製品等を使用している事業者に対しては、非石綿製品への代替化を図るよう、引き続き指導

この場合、損傷等のある吹き付け材が2以上の事業者が借り受けて使用している建築物の共用部分にあるときには、建築物貸与者に対して同様の措置を講ずるよう指導すること。

- (3) 監督指導等を実施した結果、労働安全衛生関係法令等違反が認められた場合には、所要の措置を講ずること。

2 関係者への周知

石綿ばく露防止対策を推進するに当たっては、建築物の使用者に限らず、建築物の所有者への周知の実施も重要であることから、社団法人日本ビルディング協会連合会等関係事業者団体をとらえた周知を図ること。

第4 石綿等を製造し、又は取り扱う事業場等における石綿ばく露防止対策

1 石綿等を製造し、又は取り扱う事業場

(1) 石綿等の製造等が原則禁止され、その使用量が大幅に減少しているものの、なお一部の事業場において製造等がなされていることから、今後も石綿等を取り扱う事業場の把握に努め、石綿則等により新たに義務づけられた措置に留意し、石綿ばく露防止対策の徹底を図ること。

(2) 石綿等を製造する事業場について、製造した製品への安衛法第57条に基づく容器又は包装への表示及び同法第57条の2に基づく文書(MSDS)の交付の徹底を図ること。

すること。

① 代替製品メーカー等と協力して実証試験等を行い、代替が可能と判断されたものから速やかに石綿を含有しない代替物に交換すること。

② 実証試験において、なお代替化が困難とされる部位に使用される石綿含有製品については、施設・設備・機械等の設計、施工方法の変更等を検討することにより、代替化の促進に努めること。

3 石綿等を取り扱う事業場等における石綿ばく露防止対策

石綿等を取り扱う事業場について、石綿ばく露防止上の問題があると考えられる場合は、この事業場に対し確実に監督指導等を実施し、石綿則に規定する措置の履行確保を図ること。

(3) 石綿等を製造し、又は取り扱う事業場について、石綿ばく露防止上の問題があると考えられる場合は、この事業場に対し確実に監督指導等を実施し、石綿則に規定する措置の履行確保を図ること。

2 石綿含有製品の計画的な代替化の促進について

「石綿の代替化に関する緊急会議」を開催し、関係 20 団体に対し代替化の促進を要請したところであるので、次のとおり、石綿含有製品の使用状況を把握した上で、ジョイントシート、シール材等の製造等が禁止されていない石綿含有製品を使用している事業場の事業者に対して、新規に導入する製品について、無石綿製品への代替化を促進するよう指導すること。

(1) 石綿含有製品の使用状況の把握

平成 16 年 2 月 26 日付け基安発第 0226002 号「石綿による健康障害防止対策の推進について」に基づいて把握すること。

(2) 石綿含有製品を使用している事業場

事業場の具体例としては、高温のものを取り扱う化学プラント、製鉄所、発電所等があること。

(3) 無石綿製品への代替化の促進

平成 16 年 2 月 26 日付け基安発第 0226002 号「石綿による健康障害防止対策の推進について」に基づいて実施するとともに、代替化の検討等が行われていないことが明らかとなった場合は、別途配布

<p>別紙1 (略)</p> <p>別紙2</p> <p>○記の2の1の(1)のイの地方公共団体の長について</p> <p>大気汚染防止法施行令第13条において、<u>小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長</u>と定められている。</p> <p>大気汚染防止法施行令(抄) (政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務(工場に係る事務を除く。)、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに係る事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、<u>小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長</u>(以下「政令市の長」という。)が行う</p>	<p>する代替化に係る参考資料を参考に指導を行うこと。</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別紙2</p> <p>○記の2の1の(1)のイの地方公共団体の長について</p> <p>大気汚染防止法施行令第13条において、<u>函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、呉市、下関市、大牟田市及び佐世保市の長</u>と定められている。</p> <p>大気汚染防止法施行令(抄) (政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務(工場に係る事務を除く。)、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに係る事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、<u>函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、呉市、下関市、大牟田市及び佐世保市の長</u>(以下「政令市の長」</p>
--	--

こととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

- 一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

(以下略)

別添
(略)

記

- 吹き付けられた石綿等の除去、封じ込め、囲い込み（切断等を伴うものに限る。）の作業を行う場所の隔離（石綿則第6条）
- 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業、吹き付けられた石綿等の囲い込み（切断等を伴わないものに限る。）の作業を行う場所への当該作業を行う労働者以外の者の立ち入り禁止及びその旨の表示（石綿則第7条）
- 石綿等の切断等の作業時、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業時等の当該石綿等の湿潤化（石綿則第13条）
- 石綿等の切断等の作業時、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業時等の呼吸用保護具及び作業衣等の使用（石綿則第14条）

という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

- 一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

(以下略)

別添
(略)

記

- 吹き付けられた石綿等の除去作業を行う場所の隔離（石綿則第6条）
- 保温材、耐火被覆材、耐熱材の除去作業を行う場所への当該作業を行う労働者以外の者の立ち入り禁止及びその旨の表示（石綿則第7条）
- 石綿等の切断等の作業時、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業時等の当該石綿等の湿潤化（石綿則第13条）
- 石綿等の切断等の作業時、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業時等の呼吸用保護具及び作業衣等の使用（石綿則第14条）